

平成二十三年三月二十三日

青森県教育委員会第七百四十六回定例会

期日 平成二十三年三月二十三日（水）
場所 県庁人事委員会室

会議次第

- 一 開会
- 二 報告
報告第一号 議案に対する意見について …………… 1
- 三 議案
議案第一号 県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定及び県無形民俗文化財の指定について …………… 2
- 四 その他
平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害等について …………… 3
職員の懲戒処分状況について …………… 4
- 五 閉会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十二年度青森県一般会計補正予算（第八号）案（教育委員会所管分）

議案第一号

県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定及び県無形民俗文化財の指定について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項、第二十四条第五項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定し、県技芸の保持者として追加認定し、及び県無形民俗文化財に指定する。

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝 (歴史資料)	陸奥国津軽郡之絵図 (正保国絵図写)	一鋪	青森市本町二丁目八の一四	青森県

二 県技芸の保持者に追加認定するもの

種別	名称	保持者住所	保持者
県技芸	根笹派大音笹流錦風流尺八	弘前市紺屋町二〇九 弘前市浜の町西二丁目五の一	平尾 雄三 藤田 昌宏

三 県無形民俗文化財に指定するもの

種別	名称	所在地	保護団体
県無形民俗文化財	相内の虫送り	五所川原市相内	相内青年団

[その他]

平成23年東北地方太平洋沖地震(H23.3.11発生) による被害等について【教育委員会関係】

1 被害状況

- (1) 人的被害（児童生徒、教職員等）……………被害なし
- (2) 施設被害
- 県立学校（高校・特別支援学校等）の施設被害……………31校
- 市町村立学校（小中学校等）の施設被害……………11市町村、84校
- 学校以外の県立教育施設……………3施設
- 〃 市町村立教育施設……………6市町、14施設
- (3) 文化財被害……………12箇所

2 主な影響・対応状況

- (1) 県立高校入学者選抜後期選抜の日程変更
- 3月15日（合格発表18日）⇒17日（合格発表20日）
- (2) 学校の休校（14日（月）～22日（火））
- 県立学校……………計72校で休校措置（1日以上）
- 市町村立学校……………計30市町村377校で休校（1日以上）
- (3) 学校以外の教育機関（14日（月）～22日（火））
- 図書館、近代文学館、社会教育センター、総合運動公園総合体育館、県営スケート場、武道館、郷土館、縄文時遊館……………開館時間の短縮、休館

※ 2の(1)～(3)の情報は、県教委ホームページで毎日更新。

[その他]

職員の懲戒処分の状況
平成23年3月（2月1日～3月22日分）

青森県教育委員会

- 事案1
- ①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（46歳 男性）
- ②事件の概要 酒気帯び運転
- ・当該教諭は、平成22年11月19日（金）午後7時頃から11月20日（土）午前0時頃まで、八戸市内の飲食店において、ビール3杯、日本酒5合ほど飲んだ後、八戸市内のビジネスホテルで0時10分頃就寝した。
 - ・11月20日（土）午前9時頃起床し、帰宅するため、午前9時30分頃にシートベルトを装着しないまま自家用車でホテルを出発した。
 - ・午前9時48分頃、八戸市大字売市字観音下の路上（市道）でシートベルト取締中の警察官に停止を命じられた。酒の臭いがしたため、アルコール呼気検査をしたところ、0.16mg/lの数値が出た。
 - ・平成22年12月27日、運転免許停止（90日間）の行政処分（酒気帯び運転（0.25未満）13点）
 - ・平成23年2月22日、刑事処分（略式命令による罰金刑30万円）
- ③処分内容 停職4月（飲酒後、相当時間を経過していると認められることから処分量定を軽減。）
- ④処分年月日 平成23年3月8日
-
- 事案2
- ①被処分者 上北地域の高等学校 教諭（52歳 男性）
- ②事件の概要 窃盗
- ・当該教諭は、平成22年12月29日（水）午前10時45分頃、青森市内の書店に立ち寄り、パソコン専門誌2冊と教育関係書1冊（合計7,203円）を立ち読みした後、持参していたビニール袋に入れた。
 - ・午前11時頃、会計をせずに店を出たところで店員に呼び止められ、警察に通報された。
 - ・平成23年1月28日（金）不起訴処分となった。
- ③処分内容 停職4月
- ④処分年月日 平成23年3月8日

- 事案 3
- ①被処分者 中南地域弘前市の中学校 教諭（47歳 男性）
- ②事件の概要 体罰
- ・平成22年8月2日（月）午前9時30分頃、同校体育館で部活動指導中、練習態度がよくない同校の2年生男子生徒1名に対し、拡声器で後頭部を1回叩いたもの。
 - ・後頭部出血により、9針縫合（約2週間で完治）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成23年3月17日
-
- 事案 4
- ①被処分者 中南地域弘前市の小学校 教諭（48歳 女性）
- ②事件の概要等 速度超過（20km/h以上25km/h未満）
- ・平成22年7月14日（水）午前7時41分頃
 - ・弘前市内の県道
 - ・最高速度40km/hのところ、60km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成23年2月23日
- ⑤その他 平成20年1月28日に物損事故、同年11月13日に速度超過を起こしていることから、量定を加重。
-
- 事案 5
- ①被処分者 東青地域の高等学校 教諭（50歳 女性）
- ②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
- ・平成22年12月10日（金）午後2時11分頃
 - ・上北郡七戸町内の町道
 - ・最高速度40km/hのところ、74km/hで走行
- ③処分内容 減給1月（給料月額額の10分の1）
- ④処分年月日 平成23年3月3日
- ⑤その他 平成22年8月18日に速度超過を起こしていることから、量定を加重。
-
- 事案 6
- ①被処分者 下北地域むつ市の中学校 教諭（33歳 男性）
- ②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
- ・平成22年11月23日（火）午前10時49分頃
 - ・十和田市内の国道
 - ・最高速度40km/hのところ、74km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成23年3月14日

- 事案 7 ①被処分者 中南地域平川市の小学校 教諭（45歳 男性）
 ②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
 ・平成22年10月22日（金）午後3時58分頃
 ・平川市内の県道
 ・最高速度40km/hのところ、71km/hで走行
 ③処分内容 戒告
 ④処分年月日 平成23年3月17日
- 事案 8 ①被処分者 中南地域弘前市の小学校 教諭（39歳 男性）
 ②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
 ・平成22年12月5日（日）午前11時23分頃
 ・南津軽郡田舎館村内の県道
 ・最高速度40km/hのところ、71km/hで走行
 ③処分内容 戒告
 ④処分年月日 平成23年3月17日
- 事案 9 ①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（40歳 男性）
 ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
 ・平成22年12月3日（金）午後5時5分頃
 ・八戸市内の市道
 ・前を走行していた自動車が右折のために停止したところ、前方不注意だったため、気づいてすぐブレーキを踏んだが間に合わず追突した。
 ・事故の相手方（男性1名 約2週間の加療）
 ③処分内容 戒告
 ④処分年月日 平成23年2月22日
 ⑤その他 平成21年10月16日に速度超過を起こしていることから、量定を加重。
- 事案 10 ①被処分者 上北地域市部以外の中学校 教諭（31歳 女性）
 ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
 ・平成22年12月5日（日）午後5時15分頃
 ・十和田市内の市道
 ・前方の信号が赤のため減速しながら走行していたが、助手席に落ちていた物を拾おうとしたため、前に停止していた自動車に気づくのが遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わず追突した。

- ・事故の相手方（女性1名 約2週間の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成23年3月11日
- ⑤その他 平成21年8月12日及び同年11月4日に速度超過を起こしていることから、量定を加重。

- 事案11
- ①被処分者 特別支援学校の寄宿舎指導員（60歳 男性）
 - ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
 - ・平成23年1月11日（火）午後2時30分頃
 - ・青森市内の市道
 - ・前方の信号の変わり目に、前を走行する自動車が止まらずに進行すると思い追走したところ、前車が停止したためブレーキを踏んだが間に合わず追突した。
 - ・事故の相手方（女性1名 約2週間の加療）
 - ③処分内容 戒告
 - ④処分年月日 平成23年3月22日
 - ⑤その他 平成21年11月25日に速度超過を起こしていることから、量定を加重。